

## 第2章 子育て支援

### 第1節 地域における子育て支援の概況

#### 1. 保育所等の状況

近年、子どもをめぐる環境は大きく変化しており、中でも核家族化が進行し、夫婦がともに就労する家庭が増加していること、また、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所等入所児童数も増加傾向にあります。

施設の新設等により保育所等の定員は年々増加していますが、共働き家庭の増加などにより、新たに保育所等を利用したいという需要も増加しているため、令和2年4月1日現在の滋賀県の待機児童(※)数は495人となっています。

認定こども園は、①両親が共働きかどうかにかかわらず、0歳から就学前のすべての子どもを対象として、教育と保育の両方を一体的に提供し、②地域のすべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場の提供などの支援を行う、という2つの機能を備える施設であり、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4つの類型があります。

幼保連携型認定こども園は、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、学校および児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一施設となり、この他の3類型は、幼稚園、保育所等のうち上記の①および②の機能を備える施設を県が認定しており、令和2年4月1日現在、県内では115箇所(幼保連携型97箇所、幼稚園型11箇所、保育所型7箇所)が認可・認定されています。

第2-1-1表 保育所等数および保育所等入所児童数の推移

年度	保育所数(箇所数)		幼保連携型認定こども園(箇所数)		保育所定員(人)	入所児童数(人)					就学前児童数(人)
	公立	私立	公立	私立		0歳	1・2歳	3歳	4歳以上	合計	
平成2	156	79			22,115	238	2,485	4,474	11,132	18,329	90,246
7	153	82			21,600	323	2,976	4,529	10,258	18,086	83,845
12	143	86			21,875	445	4,498	5,020	10,799	20,762	85,173
17	133	103			24,213	584	6,166	5,508	11,880	24,138	85,848
18	131	109			24,588	547	6,211	5,506	12,067	24,331	84,045
19	129	113			24,998	639	6,385	5,346	12,110	24,480	83,337
20	127	118			25,242	637	6,739	5,364	11,944	24,684	83,198
21	124	123			25,622	700	7,118	5,171	11,731	24,720	83,034
22	120	127			25,957	804	7,387	5,523	11,585	25,299	82,579
23	120	136			26,967	862	7,869	5,687	11,765	26,183	82,621
24	118	142			27,542	909	8,272	5,814	12,160	27,155	81,650
25	115	148			28,027	999	8,551	5,864	12,481	27,895	81,363
26	116	155			28,777	1,079	8,748	6,097	12,688	28,612	81,216
27	94	146	19	22	29,791	1,035	9,262	6,182	12,877	29,356	80,452
28	89	146	24	28	30,657	1,123	9,809	6,394	13,241	30,567	77,218
29	86	149	30	33	31,954	1,203	10,129	6,818	13,691	31,841	76,146
30	81	146	35	42	32,835	1,163	10,197	6,679	14,090	32,129	74,627
31	79	150	36	49	33,959	1,284	10,181	7,008	14,368	32,841	73,466
令和2	74	155	37	60	35,036	1,244	10,473	7,145	14,904	33,766	71,964

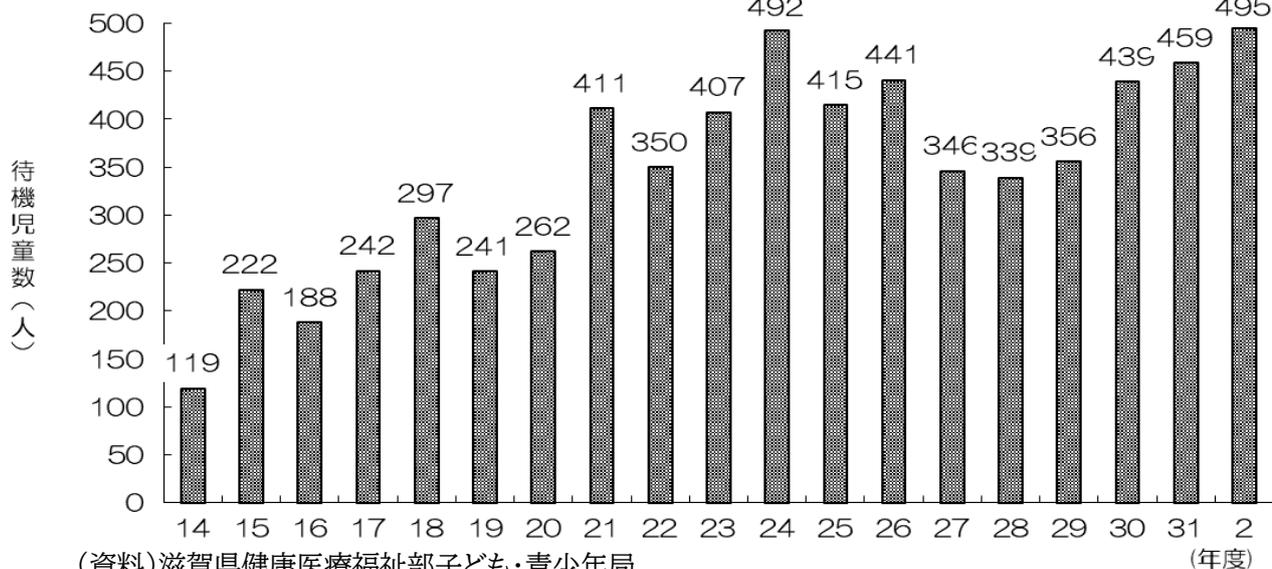
※箇所数は、平成27年度より幼保連携型認定こども園に区分。入所児童数は保育認定の児童のみ。

※保育所数には保育所型認定こども園を含む

(備考) 毎年4月1日現在

(資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

第2-1-2表 保育所待機児童数の推移



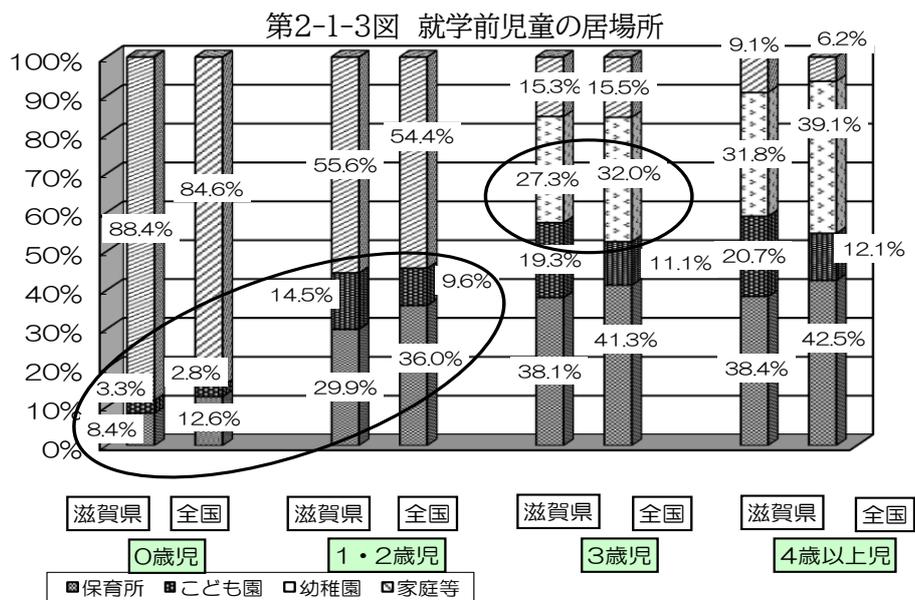
(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

(備考)毎年4月1日現在

(※)待機児童とは、保育所入所申込書が市区町村に提出され、かつ、入所要件に該当しているものであって、現に保育所等に入所していない児童をいう。

## 2. 就学前児童の居場所

全国的な状況と比較すると、滋賀県は0～2歳児の保育所利用率がやや低く、3歳児の幼稚園就園率も低い状況にあることから、0～2歳児の家庭支援のニーズに加え、女性の就業率の上昇に伴う潜在的な保育ニーズが高いことがうかがえます。



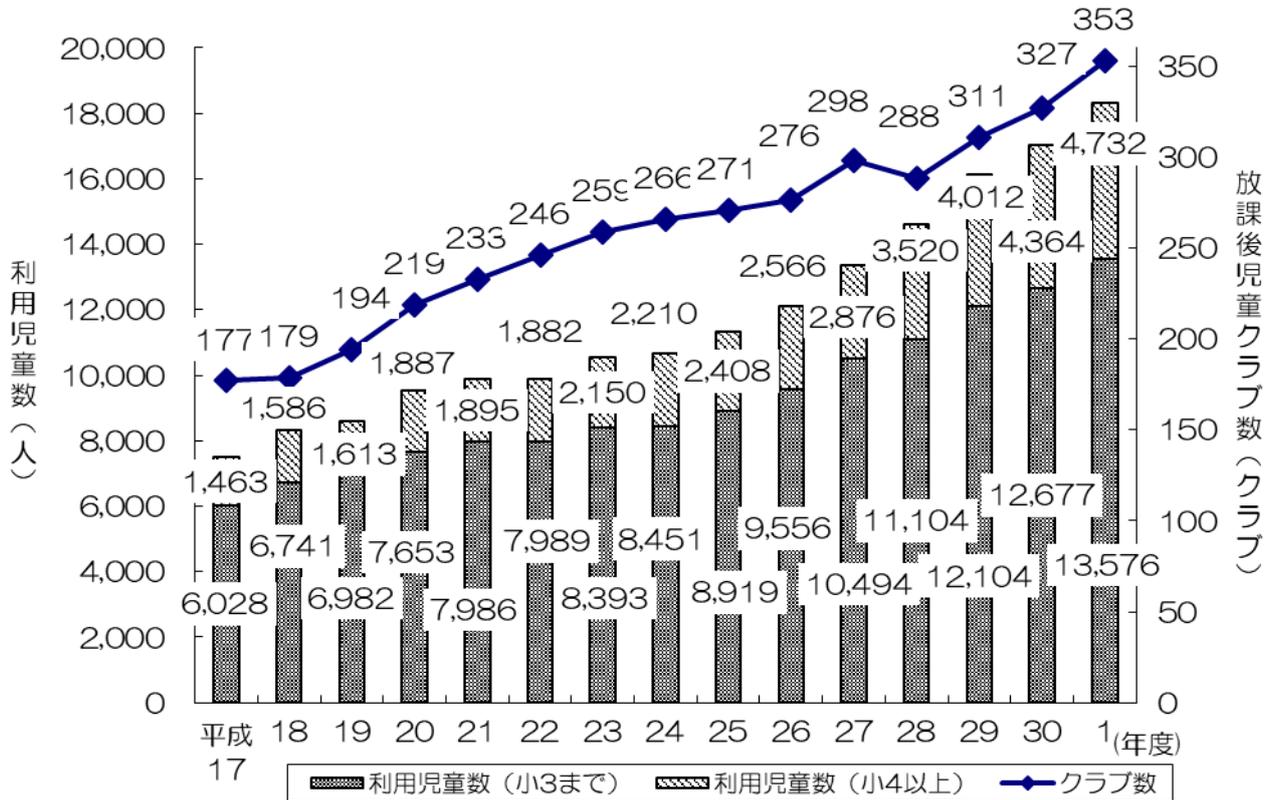
滋賀県出所:厚生労働省福祉行政報告例(令和2年4月)  
文部科学省学校基本調査(令和2年5月速報値、年齢割合は全国の割合で按分)  
毎月人口推計(令和2年4月)

全国出所:厚生労働省福祉行政報告例(令和2年4月)  
文部科学省学校基本調査(令和2年5月)  
総務省人口推計(令和元年10月)

### 3. 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブ(※)については、各市町において着実に設置が進んできており、令和2年7月1日現在、県内では373クラブが届出されていますが、保育ニーズの高まりに伴い、引き続きクラブ数や利用児童数の増加が見込まれます。

第2-1-4図 放課後児童クラブ数および利用児童数の推移



(備考) 毎年5月1日現在

(資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

(※)放課後児童クラブとは、保護者が労働等で昼間家庭にいない児童(従前はおおむね10歳未満とされていたが、平成27年4月から1年生から6年生までの児童に拡大)に対して、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全に育成するため組織されたクラブ。「学童保育」と呼ばれることもある。